

千葉市公告第153号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年2月17日

千葉市長 神谷 俊一

1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

(1) 件名

学齢簿・就学援助システム標準化移行支援等業務委託

(2) 委託概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

(5) 参考価格

予定価格は、53,735,000円（消費税及び地方消費税〔10%〕相当額含む。）以内の金額で設定する。

なお、算定根拠は公表しない。

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 次に掲げるすべての事項を証明した者であること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること。

イ 品質マネジメントシステムの認証（ISO9001）を取得していること、又はこれと同等の品質マネジメントシステムを有すること。

ウ 令和2年度から令和6年度の間に、本件と同種・同規模以上の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会事務局学校教育部学事課学務班

電話 043-245-5927（直通）

電子メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

（1）一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

イ 提出場所等 公告の日から令和7年3月7日（金）までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和7年3月5日（水）の午後5時までに書留郵便にて必着とする。

（2）入札参加資格確認審査の結果について、申請者宛てに入札参加資格確認結果通知書を令和7年3月17日（月）までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和7年3月7日（金）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 関係図書の閲覧

入札参加資格申請をした者で、閲覧を希望する者は、申込受付期間内に、前記3の契約事務担当課へ学齢簿・就学援助システム標準化移行支援等業務委託に係る関係図書の閲覧申込書を提出しなければならない。

（1）閲覧に供する資料 入札説明書のとおり。

（2）申込受付期間 公告の日から令和7年3月7日（金）まで

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札に関する質問

（1）入札参加資格に関する質問

ア 受付期間 公告の日から令和7年2月25日（火）まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和7年2月28日（金）

エ 回答方法 電子メールで回答する。

（2）仕様書等に関する質問

- ア 受付期間 令和7年3月17日（月）から令和7年3月24日（月）まで
- イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- ウ 質問に対する回答期限 令和7年3月27日（木）
- エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

9 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年4月2日（水）午前10時00分
郵送による場合は、令和7年3月31日（月）の午後5時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市役所本庁舎10階 教育委員会入札室
(場所、日時等を変更する場合は別途通知する。)
- (3) 入札方法 総価で行う。
- (4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。)
- (5) 落札者の決定方法 別記落札者決定基準に基づき、入札価格の評価である「価格点」に技術回答書の評価である「技術点」を加算する総合評価落札方式を採用し、総得点（総合評価点）の最も高い入札者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。
- (7) 本契約に係る令和7年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。

10 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (6) 前記2（1）に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和7年3月7日（金）までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required:

Outsourcing of the support for the preparation required to standardize the transition to the School Age Registry and School Assistance System.

(2) Date and Time of Bidding:

Wednesday the 2nd of April 2025, 10:00 a.m. (Bids submitted by mail should be sent via registered mail to the office listed in (3) and must be received by 5:00 p.m. on Friday the 28th of March 2025)

(3) Contact Information:

School Affairs Section
School Affairs Division,
School Education Department,
Board of Education, City of Chiba,
1-1 Chibaminato, Chuo Ward, Chiba City
〒260-8722, JAPAN
Tel: 043-245-5927
Email: gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp

(4) **Note:**

All procedures will be conducted in Japanese only.

別記 落札者決定基準

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

「学齢簿・就学援助システム標準化移行支援等業務委託」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、学齢簿・就学援助システム標準化移行支援等業務委託調達仕様書（以下、「仕様書」という。）で示す要求事項に対する提案内容の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

(2) 本書の位置付け

本書は、予定価格以内の価格をもって有効な入札をした者に対して技術点及び価格点を付与し、学齢簿・就学援助システム標準化移行支援等業務委託の落札者を決定するための基準を定めるものである。

2 審査・評価機関等

(1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、本市が設置する学齢簿・就学援助システム標準化移行支援等業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 審査・評価の方法

選定委員会は、仕様書及び企画提案書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

3 評価項目及び最高点

技術点の評価項目及び最高点と、価格点の最高点については、表１のとおり設定する。

表１ 評価項目及び最高点

評価項目		最高点	比 重
技術点	提案項目に対する回答	700	70%
価格点	入札価格	300	30%
合 計		1000	100%

4 技術点の評価方法

(1) 目的

本市が設定した提案項目に対する技術提案について、本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も技術力に優れた事業者を選定することを目的とする。

(2) 評価方法

提案項目に対する技術提案について、表2に基づき提案項目単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表2 提案項目に対する回答の評価及び配点割合

評 価	得点割合
高評価	100%
∫	∫
低評価	0%

5 技術点の算出方法

(1) 得点(X)

設問毎の配点を表3のとおり設定し、この値に前記4の評価による配点割合を乗じた値を設問毎の得点とし、これを評価項目毎に合計した値を得点(X)とする。

(2) 得点(Y)

前記4の評価による配点割合がすべて100%であると仮定した場合の、得点(X)に相当する値を得点(Y)とする。

(3) 技術点の算出

上記(1)及び(2)で算出した結果を以下に示す数式例により、技術点を算出する。
なお、有効数字については小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位の値を四捨五入するものとする。前記(1)及び(2)の計算途中における値も同様とする。

例として、提案項目に対する回答の得点計算方法を以下に示す。

$$\text{提案項目に対する回答} = 700 \times \left(\frac{\text{得点(X)}}{\text{得点(Y)}} \right)$$

表3 評価項目の設問数、配点及び得点(Y)の値

評価項目	設問数	配点	得点(Y)
提案項目に対する回答	7	公開しない	1, 000

6 価格点の算出方法

入札価格に応じ、0点から300点の価格点を付与する。価格点の算出方法は、公開しない。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者

前記5で算出した技術点と前記6で算出した価格点の合計が最も高い入札者を落札者とする。

(2) 同点の場合について

技術点と価格点の合計が最も高い入札者が2人以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。

- ① 技術点が高い者を落札者として決定する。
- ② 技術点及び価格点が同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。
- ③ 技術点及び価格点が同点でかつ入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 入札者が1者の場合について

入札者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。

(4) その他

入札価格が、市が別に定める低入札価格調査の調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点の合計が、最も高い入札者であっても落札者とならない場合がある。